

佐原駅周辺地区複合公共施設基本設計検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市は、佐原駅周辺地区複合公共施設に係る基本設計を策定するため、佐原駅周辺地区複合公共施設基本設計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業に関する次の事項について意見及び助言を述べるものとする。

- (1) 佐原駅周辺地区複合公共施設の基本設計に関すること
- (2) 佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業基本計画に関すること
- (3) その他前2号に掲げるもののほか設計の検討のために必要と認められること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員及び任期)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体等を代表する者
- (2) 市内の関係機関を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 市の職員

2 委員の任期は、佐原駅周辺地区複合公共施設基本設計の策定が終了するまでとする。
(委員長等)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。